

(会津大学条件付一般競争入札用)

入 札 書

※1

入札金額

百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	壺

円也

工 事 名 会津大学短期大学部地下オイルタンク改修工事

工事番号 第 1 9 1 3 - 0 - 5 1 号

工事箇所 会津若松市一箕町大字八幡字門田 地内

くじの数

--	--	--

※2

上記のとおり入札いたします。

年 月 日

※3

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

印

(あて先) 公立大学法人会津大学理事長 様

(※1) アラビア数字を用いるときには金額の頭初に「¥」記号を、漢数字を用いるときは金額の頭初に「金」の文字を併記すること。

(※2) 同額入札による「くじ」に使用する。アラビア数字を用いて、任意の値(000～999。空欄をつくらないこと。012のように0(ゼロ)を記載する)を記入すること。記入がない場合や数字以外の記号・文字が記入された場合は、有資格者コードの下3桁の数値が記載されたものとみなす。

(※3) 入札等の権限を委任された者(支店長や営業所長などでその委任関係を県に登録している者を指す。)が入札する場合には、当該委任された者の住所、名称等を記載し、押印すること。

入札書を無効とする申出書

- 1 工 事 名 会津大学短期大学部地下オイルタンク改修工事
- 2 工事番号 第1913-0-51号

上記の入札に関して入札書等を提出していましたが、下記の工事の落札者（落札候補者）となり、技術者を配置できなくなったため、上記工事に係る入札書を無効とするよう申し出ます。

記

発注者名
工 事 名
工事番号

年 月 日

住 所
商号又は名称
代 表 者 名

印

公立大学法人会津大学理事長 様

別紙

郵便入札におけるくじ

条件付一般競争入札の開札の結果、最低価格又は第2番目の入札参加者が複数あり、落札候補者の順位を決定できない場合は、「くじ」によりその順位を決定する。

電子入札におけるくじと同様の次の手順で実施する。

1. 入札書の「くじの数」欄に任意の値を記入

くじを行う場合に備えて、入札書の「くじの数」欄にあらかじめ任意の値（000～999）を記入する。

なお、記入がない場合などは、有資格コードの下3桁の数値が記載されたものとみなす。

2. くじの手順

(1) 有資格者コードの小さい者から順にくじ番号（0、1、2…）を付与する。

(2) 同額入札の入札書に記載されたくじの数を合算し、その合計額を入札書の数で除算し、余りを算出する。

(3) 上記(2)の計算結果による余りと一致した上記(1)のくじ番号の入札参加者を最上位とする。

(4) 最上位のくじ番号に1を足したくじ番号の入札参加者を2順位とする。

この場合において、最上位のくじ番号に1を足したくじ番号が存在しない場合には、0のくじ番号の入札参加者を2順位とする。

(5) 2順位のくじ番号に1を足したくじ番号の入札参加者を3順位とする。

この場合において、2順位のくじ番号に1を足したくじ番号が存在しない場合には、0のくじ番号の入札参加者を3順位とする。

(6) 4順位以下は(5)の規定に準じて順位を決定する。

(例) 入札参加者3名が同額入札の場合

(1) 有資格者コード順にくじ番号を付与する。

杉妻建設 （有資格者コード 100980021）………… くじ番号 0

福島建設 （有資格者コード 100980142）………… くじ番号 1

福島組 （有資格者コード 100982293）………… くじ番号 2

(2) くじの数の和を求め、同額入札者数で除算し、余りを算定する。

杉妻建設 （くじの数 072） 合計（072+123+452=647）

福島建設 （くじの数 123）

福島組 （くじの数 452） 余り（647÷3=215…余り2）

(3) 順位の決定

最上位は、余りの2と一致するくじ番号である福島組

2順位は、2+1=3のくじ番号が存在しないので、くじ番号0の杉妻建設

3順位は、0+1=1と一致するくじ番号である福島建設

別添

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記のいずれにも該当しません。
また、当該契約満了までの将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、入札書の提出をもって誓約します。

記

- 1 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
- 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。